ご存じですか？マル経融資制度

<u>担保不要　・　保証人不要　・　低金利</u>

小規模事業者の方が経営を改善するためにご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

【融　資　対　象】
○常時使用する従業員が20人［商業･サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の小規模事業者（法人･個人事業主）
○西条商工会議所の管内で最近１年以上、事業を営み所得の申告をしている方
○西条商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
○納期限の到来している税金（所得税･消費税･事業税･法人税･市県民税等）を完納している方
○商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
○許認可･登録届出を要する事業は、許認可登録等を受けている

【融資限度額】2，000万円
【資金使途】運転資金･設備資金　　【担保･保証人】不要
【返済期間】運転･設備資金10年以内【据置期間】貸付期間のうち2年以内
【貸付利率】1．90％（令和7年8月1日現在）※
【申込締切】**<u>毎月５日</u>**
※従業員の賃上げに取り組む方で要件を満たす場合、以下の賃上げ貸付利率特例制度をご利用いただけます。

【賃上げ貸付利率特例制度】

この制度は、「雇用者給与等支給額が一定以上増加する見込みがある」または「既に増加している」事業者を対象に、貸付後2年間の利率を 0.5％引き下げる特例制度です。
※本特例制度は、一般マル経のみに適用可能。

≪制度概要≫
【対象者】①雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2．5％以上増加する見込みがある者
②最近の決算期において既に2．5％以上増加している者
【貸付利率】小規模事業者経営改善資金に定める利率から0．5％を控除した利率（貸付日から2年間）※ただし、当該利率は0．3％が下限
【その他】･当制度適用にあたっては、「チェックシート」「賃上げ計画書」「賃上げ報告書」等の提出が必要です。
･雇用者給与等支給額が2．5％以上増加していなかった場合は、借用証書に記載された利率からの0．5％の控除を取り消し、貸付当初に遡って当該控除を取り消した分の差額利息を支払うことになりますのでご注意ください。

≪申込･相談窓口≫

西条商工会議所／中小企業相談所
本　所　〒793-0027　西条市朔日市７７９番地８　TEL：（０８９７）５６－２２００
東予支所　〒799-1371　西条市周布２２０番地２　TEL：（０８９８）６４－５０００